

## 自主的な共済を守るため、適用除外の運動を広げましょう

2006年4月1日に施行された新保険業法は、共済制度を保険業と同列にみなして一律に規制し、構成員が相互に助け合い、支え合うという国民の要求と権利、自助努力を不当に侵すもので断じて容認できません。私たちは、理不尽なこの新保険業法による規制を許さず、自主的な共済を適用除外とするよう求めます。

そもそも、「保険業法等の一部を改正する法律」の趣旨は、共済の名前を借りた無認可保険業者(いわゆる「ニセ共済」やマルチ商法)から消費者を保護することでした。

新法が施行される前、政府の金融審議会や国会の財務・財政金融委員会などでは「構成員が真に限定されるものについては、特定のものを相手方とする共済として、従来どおりその運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘されていました。

しかし、実際には、自主的な団体が健全に運営している共済制度も規制の対象とされたのです。これは、法改定の本来の趣旨に反しています。同法の施行に伴い、これまで健全に運営してきた共済制度は廃止に追い込まれたり、保険会社に委託した結果、これまで助け合いの共済に加入していた人への保障が継続できないなどの状況が拡大しています。逆に、少額短期の保険業者制度の登録や新たに保険会社を設立したのは、1団体を除いて営利企業に限られています。

このような状況の下で、同法が施行された後の国会でも、衆・参両院の財務・財政金融委員をはじめ、多くの国会議員がこの問題を取り上げました。現在でも与党議員から「健全に運営している自主共済は継続できるようにすべきである」と賛同する意見が寄せられています。金融庁は適用除外については一貫して拒絶の姿勢をとってきました。今回のPTA共済を救おうという動きは、与党も新保険業法の瑕疵(欠点)を認め、何等かの対応を模索する中で出てきたもので、保険業法の規制とは別に新たな監督法案をつくるというものです。これは、金融庁の「壁」の一角が崩れはじめたことを示しています。また、民主党は新保険業法を見直す議員立法を再提出しましたが、新保険業法の枠内で検討するというものです。これでは根本的な解決にはなりません。今後は、全ての自主共済が共通して要求できる経過措置期間の延長と遡及適用、そして適用除外の要求を掲げ、与野党で議員立法を具体化していただくことです。

この間、「共済の今日と未来を考える全国懇話会」をはじめ、都道府県ごとの地域懇話会と各団体を中心とした「自主的な共済を新保険業法の適用除外に」の国会請願署名や国に向けての自治体意見書採択などの粘り強い運動が着実に影響を広げ、与野党国会議員やマスコミなどで「自主共済規制問題」が取り上げられてきています。

私たちは国会請願署名運動などで世論を高め、自主的に行っている共済制度を新保険業法の適用から除外させ、従来どおり、健全に運営できるようにすることが大切であると考えます。本日の「新保険業法学習交流会」で学んだ内容を生かし、自主的な共済を守るため、運動をさらに多くの団体や県民に広げ、必ず適用除外を勝ち取りましょう。

2009年6月20日

「共済の今日と未来を考える懇話会あいち」  
新保険業法学習交流会参加者一同